

平成26年

第3回市議会定例会 議案第4号

函館市幼保連携型認定こども園審議会条例の制定について
函館市幼保連携型認定こども園審議会条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市幼保連携型認定こども園審議会条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき，函館市幼保連携型認定こども園審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は，委員11人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第3条 委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は，3年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

3 委員は，再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 審議会に，会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は，委員の互選により定める。

3 会長は，審議会を代表し，会務を総理する。

4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代

理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、子ども未来部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日の前日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第9条の規定に基づき、同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事務を処理するため」

とする。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

子ども・子育て会議の委員	日額 5,000円	を
--------------	-----------	---

子ども・子育て会議の委員	日額 5,000円	に
幼保連携型認定こども園審議会の委員	日額 5,000円	

改める。

(提案理由)

幼保連携型認定こども園審議会を設置するため